

令和2年6月 韮崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日(木) 10:00~11:20

2. 開催場所 韮崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(14名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 中村 正三(欠席)
3番 相山 泰(欠席)
4番 小澤 豊
5番 岩村 栄比古
6番 小川 龍馬
7番 神谷 昇次
8番 守屋 勝弥
9番 矢巻 文司
10番 笹本 武光
11番 藤巻 正朝
12番 功刀 福幸
13番 小野 弘文
14番 久保田 一弘
15番 矢崎 貢太郎(欠席)
16番 矢崎 清香
17番 齊藤 一成
18番 横内 金弥
19番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

1番 瀧田 正充
2番 渡邊 昭夫(欠席)
3番 近藤 友文
4番 横森 一郎
5番 欠瀬 勝男
6番 山岸 健司
7番 嶋津 榮男
8番 佐藤 安茂
9番 田邊 幸男
10番 根岸 喜長
11番 山本 幸治
12番 清水 寛文
13番 漆原 富士夫
14番 上野 和雄

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 令和元年度韮崎市農業委員会業務報告について
議案第2号 令和元年度農地法に基づく処理業務報告について
議案第3号 令和元年度農業者年金業務報告について
議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
議案第5号 令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
議案第6号 農地法第3条の規定による申請の承認について 6件
議案第7号 農地法第5条の規定による申請の承認について 7件
議案第8号 農地法第5条事業計画変更申請の承認について 1件
議案第9号 経営基盤強化促進法第18条の規定による

	農地利用集積計画の承認について	2 件
議案第 10 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	2 件
報告第 1 号	農地法第 3 条第 3 項の規定による届出について	3 件
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	2 件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：早川 洋・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和 2 年 6 月 葦崎市農業委員会総会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

続きまして、内藤市長よりあいさつをお願いいたします。

<市 長>

(市長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。内藤市長におかれましては、他の公務があるため退席させていただきます。

<事務局長>

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員 19 名中 16 名で、定足数に達しております。

次に、葦崎市農業委員会、会議規則第 16 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、4 番小澤豊委員、5 番岩村栄比古委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の早川氏と越石氏を指名いたします。

なお、葦崎市農業委員会会議規則第 12 条第 2 項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第 12 条第 3 項に基づき議長が指名することで発言

してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号から3号までは令和元年度の事業報告になります。議案第4号及び第5号につきましては、令和元年度活動の点検・評価及び令和2年度の活動計画になります。

議案第 6 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	6 件	16,635 m ²
議案第 7 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	7 件	3,910 m ²
議案第 8 号	農地法第 5 条事業計画変更申請の承認について	1 件	1,978 m ²
議案第 9 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の承認について	2 件	2,386 m ²
議案第 10 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地中間管理権の承認について	2 件	3,574 m ²
報告第 1 号	農地法第 3 条第 3 項の規定による届出について	3 件	13,224 m ²
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	2 件	4,192 m ²
合計		23 件	45,899 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、6月8日、山梨県農業会議常設常任議員会議の対応を柳本会長がいたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「令和元年度韮崎市農業委員会業務報告について」、議案第2号「令和元年度農地法等に基づく処理業務報告について」、議案第3号「令和元年度農業者年金業務報告について」、以上3案件につきましては、一括して議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、総会議案集の1ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第1号・議案第2号・議案第3号、説明)

<議長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは議案第1号、議案第2号、議案第3号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第1号、議案第2号、議案第3号については原案のとおり承認いたします。

<議 長>

次に議案第4号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、総会議案集の6ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第4号、説明)

<議 長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは議案第4号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第4号については原案のとおり承認いたします。よって、(案)の削除をお願いいたします。

<議 長>

次に議案第5号「令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、総会議案集の11ページをご覧ください。

<事務局>

(議案第5号、説明)

<議長>

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは議案第5号について承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

全員賛成ですので、議案第5号については原案のとおり承認いたします。よって、(案)の削除をお願いいたします。

<議長>

それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが5件、営農型太陽光発電施設の設置を目的とした地上権設定に関するものが1件であります。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲渡人自身の要望により、経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲渡人自身の要望により、小作地の譲渡による所有権移転の申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲渡人及び譲受人自身の要望による所有権移転の申請であります。

申請番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)譲渡人自身の要望により、経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)交換分合時の登記漏れによる所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと

考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号、申請番号1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第6号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、7件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は本町三丁目、駐車場用地のための申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保三百水、資材置場用地のための申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保横道下、工場増築のための申請であります。

申請番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂町宮久保横道下、工場増築工事に伴う進入路、資材置場、現場事務所設置のための申請であります。

申請番号5番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町南下條水無、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号6番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町南下條水無、一般個人住宅への進入路設置のための申請であります。

申請番号7番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は藤井町坂井村ノ前、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 柳本会長

申請番号2番 : 横森委員

申請番号3番及び4番：近藤委員
申請番号5番及び6番：欠瀬委員
申請番号7番：岩村委員
(各委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号、1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第7号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第8号「農地法第5条事業計画変更申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集5ページをご覧ください。今月の農地法第5条事業計画変更申請は、1件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電設備設置事業変更(太陽光パネルの枚数及び配置位置の変更・期間3年)の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。

申請番号1番：守屋委員
(委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号、1番について、原案のとおり承

認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第8号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第9号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：3年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

全員賛成ですので、議案第9号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第10号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の8ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：水稻、期間：11年です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：桃、期間：9年5ヵ月です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

全員賛成ですので、議案第10号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号について説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」3件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」2件、議案集は10ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保神ノ木、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町長久保辻合、相続による所有権移転の申請であります。

請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條起田他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町鍋山釜無河原、合意解約の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町上條東割上ノ久保、合意解約の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事 務 局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事 務 局>

今回の農業委員会は任期満了前最後の農業委員会となり、7月17日(金)午後1時30分からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、場所につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市役所4階 大会議室となります。

また、任期満了に伴う感謝状贈呈式がありますので、スーツ及びバッチの着用をお願いいたします。

<事務局長>

功刀会長職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<功刀会長職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和2年6月農業委員会総会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：早川 洋

○書記：越石 早織